

パートの仲間は手をつなごう！

全労連 パ・臨のなかま NO.26

2012.6.12 発行

全労連TEL03-5842-5611

東京都文京区湯島2-4-4

Eメール part@zenroren.gr.jp

ヤマ場15日に向け、緊急宣伝～有期法制阻止!!～ 静岡パ臨連

労働契約法改正法案の衆院厚生労働委員会審議・採決が15日にも強行される可能性があるということで、6月11日(月)、静岡県評パート臨時労組連絡会では、緊急に、街頭宣伝を行いました。パ臨連のメンバーを中心に、12名で、チラシ入りティッシュを500個用意し、40分ほどで、手渡すことができました。

前回、「シール投票」とともに宣伝を行った際、「労働契約法」そのものが知られていないことがわかり、「知らないまま法改正されること」はいけないと、今さらながらですが、「チラシを読んでください」「安心して働き続ける為には、無期・直雇用」を訴えました。案の定、「労働契約法」を認識している人はなく、呼びかけに、急いでチラシを開けて読んでいる姿が多く、世論を盛り上げていくのは、なかなかたいへんだと感じましたが、対話した中には、「これからどう行動するの？問題提起だけ？」と厳しいご意見もありましたが、非正規労働者が増え続けているこの状態から、この労働法制の危うさは受け止めていただけたと思います。



有期にかかわる労働契約法改正案15日(金)にも採決のおそれ 緊急に国会行動・地元議員要請・宣伝・学習を強めよう

労働契約法改正法案の衆院厚生労働委員会審議・採決が15日にも強行される可能性があります。

消費税・一体改革をめぐる民自公の談合修正協議がすすめられており、その結果に大きく左右されますが、衆院特別委員会の公聴会(12日、13日)と同時並行で予算委員会(12日・衆、13日・参)がおこなわれ、その後に各委員会が順次はじまる見込みです。

衆院厚生労働委員会については、民主からは「15日に労契法の審議・採決。その後に労安法」という話も出ており、極めて緊迫した情勢です。

消費税論議でどうなるか極めて流動的ですが、15日に委員会審議が強行される場合は、朝からとなる公算が大きく、午前9時から、衆院議員面会所集合で委員会傍聴・監視・宣伝行動に結集できるよう、準備をお願いします(理事懇は前日若しくは前々日の見込みで、動きがあれば連絡します)。

15日には下記の「緊急院内集会」も設定されています。厚労委開催の有無にかかわらず15日の国会行動への参加を強め、厚労委が開催されない場合には院内集会の前後に議員要請行動を各組合・団体に計画するなどしてください(別添の労働法制関係の国会議員への要請書をご活用ください)。

また、職場・地域での学習や宣伝・地元議員への要請もさらに強化し、抜本規制をかちとりましょう。

「これでいいのか？労働契約法改正……有期労働の実効ある規制を求める

6.15 緊急院内集会」 6月15日(金)11:30～13:00 参議院議員会館101会議室